

寄付金等取扱規約

(目 的)

第1条 本規約は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下、「JPF」という。）が受領する金銭その他の寄付の取扱いに関して必要な事項を定め、もって 関係者の JPF に対する協力・理解を高めることにより、JPF の事業活動の推進に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本規約において、寄付金等とは、JPF が返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭（以下、「寄付金」という。）のほか、金銭以外の物品、不動産および財産権等をいう。

(寄付金の種類)

第3条 JPF が受け入れる寄付金の種類は、「一般寄付金」、「事業特定寄付金」および「緊急災害支援基金」とする。

二 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄付金

個人・企業または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 事業特定寄付金

個人・企業または団体からあらかじめ使途が特定され、指定を受けた支援活動のために受領する寄付金

(3) 緊急災害支援基金

新たな発災等（海外での紛争を含む）に対し、迅速な支援活動を開始するための財源として個人・企業または団体から受領する寄付金

(一般寄付金の募集および使途)

第4条 JPF は常時一般寄付金を募ることができる。

二 一般寄付金は、JPF の定款第4条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、定款第3条の目的を達成するために必要な活動経費・コミュニケーション経費・組織共通経費等(以下、「一般管理費」という。)にも使用することができる。

(事業特定寄付金の募集および使途)

第5条 JPF は常時事業特定寄付金を募ることができる。

二 事業特定寄付金は、一般管理費を控除した残額の総額を定款第4条の特定非営利活動に

係る事業のうち、寄付者から指定を受けた支援活動のみに使途を限定される。

三 一般管理費として控除する額は寄付金総額の最大 15%とする。

(緊急災害支援基金の募集および使途)

第 6 条 JPF は常時緊急災害支援基金を募ることができる。

二 緊急災害支援基金は、一般管理費を控除した総額が緊急災害支援基金として積み立てられ、JPF が新たな発災等に対する支援活動を決定した後、基金から取り崩される金額が定められ、その支援活動の資金として使用する。

三 一般管理費として控除する額は寄付金総額の最大 15%とする。

(金銭以外の寄付)

第 7 条 金銭以外の寄付については、JPF の支援活動に使用するほか、換価等の処分の上、必要経費を控除した残額を前 3 条の規定に従って使用するものとする。

(寄付金等の受入の制限)

第 8 条 JPF は、寄付金等が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受け入れを辞退し、寄付者またはその承継人に対して、受領した寄付金等を返還することができる。

(1) 法令または定款に抵触するとき

(2) 寄付金等の受け入れに起因して、JPF に著しい負担が生じるとき

(3) JPF の業務遂行上支障があると認められるとき、または JPF が受け入れるには不適當と認められるとき

(4) 寄付者が使途を指定して行った寄付に関し、その使途が定款に定める JPF の目的の達成に資するものでないとき

二 前項に基づき、JPF が寄付者またはその承継人に対して寄付金等の返還をする場合に、寄付者本人またはその指定する者に対する返還が困難な事情があるときは、返還に代えて供託等の JPF の指定する適切な方法をとることができるものとする。

(寄付金等の受領後の対応)

第 9 条 JPF が寄付金等を受領したときは、前条に定める受入制限に該当しない限り、遅滞なく礼状(受領書)または領収証を、寄付者またはその承継人へ送付するものとする。ただし、金融機関等を通じて受領する場合には、金融機関等が発行する振込受付書または預金通帳に記載される振込履歴をもってこれに代えることができる。なお、寄付者もしくはその承継人の氏名、名称、所在等が客観的な記録等から確認できない場合、または、寄付者もしくはその承継人が特段の意思を表明したときはこの限りでない。

二 前項の領収書には、寄付金額と受領年月日に加え、寄付者の氏名または名称を記載する。

三 JPF は、寄付者またはその承継人に対して、特別な表彰を行うことができる。

（寄付結果の報告）

第 10 条 寄付金等による支援活動の結果報告は、総会における事業報告書および支援活動の成果や効果等必要な事項を記載する年次報告書を交付することにより行う。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

（支援活動終了後における事業特定寄付金残高の取扱い）

第 11 条 支援活動終了後、事業特定寄付金として受領した寄付金残高の取扱いについては、寄付金募集の際にホームページ上等で寄付者へ通知し、その残高は新たな発災等への支援活動に活用するため、共同代表理事の承認を経て緊急災害支援基金に繰り入れるものとする。承認された寄付金残高の取扱いについては、直後に開催される常任委員会にて報告する。

二 寄付金を財源とする支援活動終了前後に加盟団体等に助成した事業の残余金があり、JPF が返還を受けた場合の取扱いは前項の規定に準ずる。

（個人情報保護）

第 12 条 寄付者およびその承継人に係る個人情報は、JPF が別途定める特定個人情報等に関する取扱規程に基づき、適切に取得、管理および利用しなければならない。

（遺贈および相続財産からの寄付）

第 13 条 寄付者からの遺贈および相続財産からの寄付、信託や生命保険の仕組みを利用した寄付についても、本規約を準用する。

二 遺贈または相続財産からの寄付を受け入れるにあたっては、弁護士や税理士等の専門家に適宜助言を求め、遺贈者または寄付者の想いの実現を図るべく、円滑な受け入れができるよう努める。

（雑 則）

第 14 条 本規約に定めるもののほか、本規約の実施に必要な事項は、別に常任委員会において定める。

（規約の改正）

第 15 条 本規約は、常任委員会の決議により改正することができる。

附 則 本規約は、2025 年 1 月 1 日から適用する。